

長野県小水力活用検討会の運営について

長野県小水力活用検討会設置要綱第8の規定により、検討会の運営に関し必要な事項について、次のとおり定める。

1 会議の公開に関する事項

会議は、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会長がその会議に諮って非公開の決定を行うことができる。なお、非公開の理由の開示を求められた場合は、それを明らかにする。

ア 長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）第7条各号に定める非公開情報について審議する場合

イ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合

2 傍聴に関する事項

(1) 傍聴の手続は、次のとおりとする。

ア 会議の傍聴を希望する者は、会場受付で傍聴したい旨を伝え、会議の開始までに所定の席に着くものとする。

イ 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定する。

(2) 傍聴者は、次により傍聴しなければならない。

ア 静粛に傍聴し、発言をしたり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明したりしないこと。

イ 会議の撮影又は録音は行わないこと。

ウ 会議の撮影又は録音を行いたい場合は、事前に会長の許可を得ること。

エ 上記のほか、会議の支障となる行為はしないこと。

オ その他、会長の指示に従うこと。

(3) 傍聴者が(2)に掲げる事項に反した場合は、会長は傍聴を認めないものとするができる。

附則

この規定は、平成22年4月28日から施行する。